

令和 8 年度 富士川町橋梁定期点検業務委託特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、道路法施行規則第 4 条の 5 の 2 の規定に基づき、5 年に 1 回の頻度で、近接目視による橋梁点検を実施し、橋梁諸元の整理および健全性診断を行い、取りまとめを行うものである。

さらに、点検業務と併せて、山梨県橋梁台帳システムに準拠した様式の電子データ化を行い、富士川町管理橋梁の一元管理体制を維持していくとともに、今後の橋梁補修・補強計画等の基礎資料とすることを目的としている。

2. 業務の履行期間

本業務の履行期間は、8 ヶ月を見込んでいる。

3. 業務の対象橋梁

本業務の対象橋梁は、別添「業務対象橋梁一覧表」に示す 17 橋とする。

なお、業務対象橋梁数変更及び橋長区分等条件変更の際は、設計変更対象とする。

4. 業務内容

本業務の項目は、以下の通りとする。

また、本業務対象橋梁は、全て過年度に定期点検実施済みである。したがって、前回の点検と今回の点検との結果を比較し、損傷（劣化）の進行程度を確認するための資料も併せて作成する。

【設計業務】

〔橋梁点検業務〕

① 業務計画書作成	1 式
② 事前調査	1 式
③ 定期点検（外業）	1 式(17 橋)
④ 点検調書作成（損傷評価）	1 式(17 橋)
⑤ 点検調書作成（対策区分判定・健全性診断）	1 式(17 橋)
⑥ 取りまとめ・報告書作成	1 式
⑦ 打合せ協議	1 式
⑧ 橋梁点検車（直接経費）	1 式(13 日)
⑨ 安全費（直接経費）	1 式(13 日)

それぞれの業務項目の具体的な内容は、以下の通りとする。

【設計業務】

〔橋梁点検業務〕

① 業務計画書作成

業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打ち合わせ計画、成果品の内容、部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書を作成する。

② 事前調査

本業務対象橋梁について、机上調査として、発注者から提供される橋梁台帳、道路台帳、設計成果品、施工記録および過去の橋梁点検記録等の既存資料の収集を行い、定期点検に必要なデータを整理する。

定期点検に先立って現地調査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影を含む）する。

関係機関との協議資料作成は、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用し、橋梁定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

③ 定期点検（外業）

「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、高所作業車、点検用足場あるいは梯子等を用いて橋梁点検を近接目視にて行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。

なお、本業務の点検手法については、地上・梯子もしくは橋梁点検車によるものと想定しており、橋梁ごとの点検手法の想定（過年度点検時の実績）を別添「業務対象橋梁一覧表」に示している。なお、事前調査の結果、点検手法の変更が必要と判断された場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

現地においては、既存の損傷図に記載されている損傷を特定した上で、既存の損傷写真と可能な限り同一アングルにて撮影し、損傷（劣化）の進行が比較できるように記録すること。

参考にする資料は、以下の通りとする。

- ・ 橋梁定期点検要領 令和6年7月 国土交通省 道路局 国道・技術課
- ・ 道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省 道路局
- ・ 山梨県橋梁点検要領 令和元年7月 山梨県 県土整備部

- ・ 道路橋定期点検判定資料集 令和2年11月

山梨県 県土整備部 道路管理課

なお、損傷位置は部材番号で管理する必要はなく、部材部位毎に左右岸、中央、上下流程度の位置管理でよい。

④ 点検調書作成（損傷評価）

点検調査の結果を整理し、「定期点検要領」に基づき損傷評価および損傷図作成を行う。

損傷評価の記録は、台帳作成支援システムにより行うものとし、損傷図ファイル、現地状況写真、損傷写真ファイルの登録、対策区分、健全性診断に必要なデータの登録までを含む。

さらに、損傷（劣化）進行確認用の資料として、以下の作成を行う。

1) 比較損傷図

既存の損傷図への色分け加筆による損傷図を作成する。

色分け加筆の損傷図は、既存のCAD化された損傷図（橋梁台帳付図）において、点検実施時期をレイヤーにより区分させて作成すること。

2) 比較写真帳

既存の損傷写真と本業務で撮影した同一アングル写真を並列させたA3版の写真帳を作成する。

⑤ 点検調書作成（対策区分判定、健全性診断）

損傷評価結果から、「定期点検要領」に基づき、対策区分判定および健全性診断を行う。

対策区分、健全性診断の記録は、台帳作成支援システムにより行うものとし、損傷評価登録データに基づき、対策区分の判定（対策工費の算定を含む）、健全性診断データの登録までを含む。

⑥ 取りまとめ・報告書作成

点検業務の成果として、業務内容を整理した資料等のほか、山梨県橋梁台帳システムに準拠した様式の電子データ化を行う。

⑦ 打合せ協議

打合せは、業務の着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。中間打合せは2回行うことを標準とする。

なお、本業務では、以下の打合せを想定している。

第1回：契約内容の確認、既存資料の貸与

第2回：事前調査結果報告、点検手法、点検実施計画の確認

第3回：点検結果、損傷度および損傷進行度確認、健全性診断協議

第4回：全項目の確認

また、上記以外に電話及び電子メールで内容確認等頻繁に行い、意思疎通を図る。また、その他必要が生じた場合は、速やかに監督員に連絡し打合わせを行うこととする。

⑧ 橋梁点検車（直接経費）

定期点検（外業）の作業足場として使用する橋梁点検車（BT-200 クラス）は、以下の通りと想定している。

- ・ 橋長 30m未満・・・0.5 日/橋
- ・ 橋長 30m以上 60m未満・・・1.0 日/橋
- ・ 橋長 202m・・・4.0 日/橋

結果として、想定される橋梁点検車使用日数は、以下の通りとなる。

- ・ 0.5 日/橋×9 橋（30m未満）+1.0 日/橋×4 橋（30m以上 60m未満）+4.0 日/橋×1 橋（202m）=12.5 日→13.0 日

なお、橋梁点検車使用日数が、想定数量と乖離した場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

⑨ 安全費（直接経費）

橋梁点検車の設置に伴い、路面を交通規制する必要がある。

路面の交通規制を伴う橋梁点検車による定期点検（外業）の場合、交通誘導員を規制帯の前後に1名ずつ、橋梁点検車近傍に1名の計3名体制が標準となる。これは、橋梁点検車による作業が移動しながらの作業であり、安全法で定められた機械誘導員を併せて配置する必要があるためである。

したがって、橋梁点検車使用日数（13 日）分の安全費（交通誘導員B：3名）を計上する。

なお、交通誘導員の実施員数が、想定数量と乖離した場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

5. 成果品

本業務の成果品として、以下のものを提出する。

紙報告書：A4サイズ、チューブファイル形式・・・2部

電子媒体報告書：CD-RまたはDVD-R・・・2部

原稿：一式（電子媒体にて提出）

6. その他事項

① 点検支援新技術の活用検討

本業務は、点検支援新技術（以下、「新技術」という。）の活用検討の対象業務である。

したがって、現地踏査の上、新技術の活用を検討し、その検討結果を点検実施前に監督員に提出する。また、活用検討にあたっては以下を参照する。

- ・ NET I S（新技術情報提供システム）
- ・ 点検支援技術 性能カタログ（案） 令和7年4月 国土交通省
- ・ その他（メーカーの新製品などで従来技術と比較してコストの縮減や点検業務の効率化等が期待される技術）

② 点検支援新技術の活用

上記の「① 点検支援新技術の活用検討」において、経済性や現場条件を考慮した上で実際に活用することが合理的であると判断した場合は、点検支援技術使用計画を作成した上で監督員に対し活用技術を協議する。

なお、新技術活用のプロセスや点検支援技術使用計画の記載要領等については、「新技術利用のガイドライン（案） 平成31年2月 国土交通省」を参考とする。

また、新技術の活用をすることになった場合は、監督員との協議の上、設計変更の対象とする。

以上